

大分県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、大分県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第7項の規定に基づき、大分県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び大分県防災ヘリコプター応援協定等（以下「応援協定等」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航できるものとする。

(1) 公共性

地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を保護する目的であること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）

(3) 非代替性

防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員等では十分な活動が期待できない場合）

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を満たし、かつ、大分県防災ヘリコプター緊急運航基準に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請手順)

第5 緊急運航の要請手順は、原則として、次のとおりとする。

(1) 情報提供

緊急運航を要請する可能性がある事案が発生した場合、大分県防災航空隊に連絡し、事案の情報提供及び緊急運航の可否の確認を行う。

(2) 一 報

緊急運航を要請する可能性が非常に高いため、大分県防災航空隊に連絡し、出動準備を促す。

(3) 本要請

緊急運航を要請する。

(緊急運航の要請)

第6 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村を所管する消防局及び消防本部（以下「消防本部等」という。）の長が防災航空隊を経由し、防災航空管理者に対し行うものとする。

2 前項の要請は、電話等で次の事項を明らかにした後、速やかに大分県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）を防災航空隊に送付し、運航管理責任者に提出して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所（座標）及び災害の状況
- (3) 災害発生場所の気象状況
- (4) 災害現場指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (5) 防災ヘリが離着陸する離着陸場所の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(大規模災害時等の緊急運航の指示)

第7 運航管理責任者は、県災害対策本部が設置された場合など、大規模災害発生時においては、防災ヘリコプターの効果的な運用を図るため、運航責任者に対し、市町村及び消防本部等からの要請や収集した災害情報等に基づき、必要な緊急運航を指示するものとする。

2 前項の場合において、運航管理責任者は、市町村及び消防本部等からの複数の出動要請を一元的に管理、把握し、優先度を勘案して指示するものとする。

3 他県の防災ヘリコプターの応援を受けながら、複数機で活動を行う場合には、運航管理責任者は、運航責任者と調整のうえ、出動した防災ヘリコプターに的確な任務を付与し、効果的、効率的な防災ヘリコプターの運用に努めるものとする。

(緊急運航の決定)

第8 運航責任者は、第6の要請を受けた場合には、災害等の状況及び現場の気象状況を確認のうえ、出動の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を、回答しなければならない。

2 運航指揮者は、緊急運航の指示を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 運航責任者は、第1項の結果を速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

(受入れ体制)

第9 緊急運航を要請した消防本部等の長は、大分県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用水利の確保
- (4) その他必要な事項

附則 この要領は、平成9年2月3日から施行する。

附則 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年2月9日から施行する。